

短期入所サービス

利用日数の取り扱い が変わりました

介護保険 三二講座



居宅サービスの支給限度額（月額）

要介護度	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額	61,500円	165,800円	194,800円	267,500円	306,000円	358,300円
短期入所のみ利用時の最大日数	6日	16日	18日	24日	27日	30日

一月から、短期入所サービス（ショートステイ）の支給限度額（六カ月管理）が、居宅サービスの支給限度額（月管理）に一本化されました。
左の表の支給限度額の範囲内で、九種類の居宅サービスから希望するものを選択し、組み合わせる利用することが可能です。

支給限度額一本化のイメージ（要介護5の場合）

【従来の支給限度額】

3.3週 276,200円 1週間分82,100円

訪問通所系サービス(月管理)

短期入所

(6カ月管理)
(42日)

合計358,300円 / 月



【一本化された支給限度額】

358,300円 / 月

訪問通所系サービス

短期入所

(居宅サービス支給限度額)

9種類の居宅サービス

訪問介護（ホームヘルプ）
訪問入浴介護 訪問看護
訪問リハビリテーション 通
所介護（デイサービス） 通
所リハビリテーション（デイ
ケア） 福祉用具貸与 短期
入所療養介護（老人保健施設
療養病床利用） 短期入所生
活介護（特別養護老人ホーム
利用）

利用上の注意事項

短期入所サービスのみの利用も可能です。ただし、短期入所サービスは施設入所の代用ではなく、在宅での生活を継続することを目的としているため、利用にあたり次のルールが設けられています。
連続した利用は最高30日まで。（複数月にわたる場合も含む）これを超える部分は全額自己負担となります。
ケアプランを作成する際、利用者の心身の状況などにより特に必要と認められる場合を除き、要介護認定の有効期間内の利用日数がおおむね半分を超えていないこと。
お問い合わせ先 高齢社会課（☎2013173）